

日本レジデンシャル投資法人 規約

第1章 総則

第1条 (商号)

本投資法人は、日本レジデンシャル投資法人と称し、英文では Nippon Residential Investment Corporation と表示する。

第2条 (目的)

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律」昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含む。以下「投信法」という。)に基づき、投資法人の資産を主として特定資産（投信法第 2 条第 1 項に掲げる資産をいう。以下同じ。）のうち不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に対する投資として運用することを目的とする。

第3条 (本店の所在する場所)

本投資法人は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条 (公告方法)

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 投資口

第5条 (発行可能投資口総口数)

1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、200 万口とする。
2. 本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100 分の 50 を超えるものとする。
3. 本投資法人の執行役員は、発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集を行うことができるものとする。募集投資口 1 口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として執行役員が決定し、役員会で承認を得た金額とする。

第6条 (投資主の請求による投資口の払戻し)

本投資法人は、投資主（証券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」という。）を含む。以下同じ。）の請求による投資口の払戻しは行わないものとする。

第7条 (投資口取扱規則)

本投資法人の投資証券の種類、投資主名簿（実質投資主に関する名簿を含む。以下同じ。）へ

の記載又は記録、投資証券の再発行その他の手続及びその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。

第8条 (最低純資産額)

本投資法人の最低純資産額は、5,000万円とする。

第3章 資産運用の対象、方針及び計算

第9条 (資産運用の基本方針)

本投資法人は、中長期的にわたり、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指し、第11条に規定する特定資産に投資して運用を行うものとする。

第10条 (投資方針)

1. 本投資法人は、主として、第11条に定める特定資産、とりわけその主たる用途が賃貸住宅に供される不動産（以下「賃貸住宅」という。）又は主として賃貸住宅を裏付けとする特定資産に対して投資を行う。
2. 投資対象地域は、主として首都圏とする。その他、全国の政令指定都市等とする。
3. 個々の不動産の選別に当たっては、当該不動産の予想収益、立地エリアの将来性、建築仕様、耐震性能、権利関係、建物管理状況、環境・地質等を総合的に検討し、十分な調査を実施するものとする。
4. 本投資法人は、一般経済情勢、金融情勢、消費者動向、不動産市況等のマクロ経済情報又は投資法人の経営環境に急激な変化が生じ、投資主の利益を毀損する恐れがある場合、前項の定めにかかわらず、投資主の利益を守るため必要な処置を講ずることができるものとする。
5. 本投資法人は、資産の運用の方針として、以下に定義する特定不動産の価額の合計額の本投資法人の保有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるように運用する。ここで特定不動産とは、本投資法人が取得する特定資産のうち、不動産（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号、その後の改正を含む。）に定める宅地又は建物をいう。以下、本項において同じ。）、不動産の賃借権若しくは地上権、又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託財産とする信託の受益権をいうものとする。
6. 本投資法人は、運用資産の売却代金、有価証券に係る償還金、利子等、匿名組合出資持分に係る分配金、不動産の賃貸収入その他収入金を再投資することができるものとする。

第11条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)

1. 本投資法人は第2項に掲げる不動産等及び第3項に掲げる不動産対応証券を主要な投資対象とする。
2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 不動産

- (2) 不動産の賃借権
 - (3) 地上権
 - (4) 前三号に掲げる資産のみを信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含む。）
 - (5) 第1号から第3号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
 - (6) 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）
 - (7) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
3. 不動産対応証券とは、資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次の各号に掲げるもので、当該各号に定めるものをいう。
- (1) 優先出資証券 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。）第2条第9項に規定する優先出資証券
 - (2) 投資信託受益証券 投信法第2条第7項に規定する受益証券
 - (3) 投資証券 投信法第2条第15項に規定する投資証券
 - (4) 特定目的信託の受益証券 資産流動化法第2条第13項及び第15項に規定する特定目的信託の受益証券（前項第4号、第5号及び第7号に掲げる資産に投資するものを除く。）
 - (5) 匿名組合出資持分証券 金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。以下同じ。）第2条第2項第5号に規定する匿名組合出資持分（前項第6号に定めるものを除く。）
4. 本投資法人は、前二項に掲げる不動産等及び不動産対応証券のほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。
- (1) 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。）第3条第7号に定めるものをいい、預金、譲渡性預金及びコールローンを含む。）
 - (2) 不動産の管理会社等の株式（実質的に不動産関連資産に投資することを目的とする場合又は不動産関連資産への投資に付随し若しくは関連する場合に限る。）
 - (3) 有価証券（金融商品取引法第2条第1項各号並びに同条第2項各号に規定するものをいい、第2項、前項及び本項第1号乃至前号に該当するものを除く。）
 - (4) デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令第3条第2号に定めるものをいう。）
5. 本投資法人は、前三項に定める特定資産のほか、不動産等への投資にあたり必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。
- (1) 商標法（昭和34年法律第127号、その後の改正を含む。以下同じ。）に基づく商標権等（商標権又はその専用使用権（商標法第30条に定めるものをいう。）若しくは通常使用権（商標法第31条に定めるものをいう。）をいう。）

- (2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号、その後の改正を含む。以下同じ。）に基づく著作権等（著作権及び著作者人格権（著作権法第 17 条第 1 項に定めるものをいう。）並びに著作隣接権（著作権法第 89 条に定めるものをいう。）をいう。）
- (3) 温泉法（昭和 23 年法律第 125 号、その後の改正を含む。）に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備等
- (4) 動産（民法（明治 29 年法律第 89 号、その後の改正を含む。以下同じ。）で規定されるもののうち、設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に附加された物をいう。）
- (5) 前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- (6) 資産流動化法第 2 条第 6 項に規定する特定出資
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号、その後の改正を含む。以下「会社法」という。）に基づく持分会社の出資持分
- (8) 民法第 667 条に規定される組合の出資持分（不動産、不動産の賃借権及び地上権を出資することにより設立され、その賃貸、運営又は管理等を目的としたものに限る。）
- (9) 各種保険契約に係る権利（不動産関連資産の投資に係るリスクを軽減することを目的とする場合に限る。）
- (10) 不動産等及び不動産対応証券への投資に付随して取得するその他の権利

第12条 （投資制限）

1. 前条第 4 項第 4 号に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、この投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとする。
2. 投資対象となる不動産（前条第 2 項第 2 号以下に定める不動産の賃借権、地上権及び信託の受益権、匿名組合出資持分並びに不動産対応証券の裏付けとなる不動産を含みます。）は国内不動産に限定する。
3. 本投資法人は、わが国以外に所在する不動産及び当該不動産を主として裏付けとする資産、外貨建資産又は外国証券市場で主として取引されている有価証券への投資は行わないものとする。

第13条 （組入資産の賃貸）

1. 本投資法人は、所有する特定資産である不動産について運用を図ることを目的として第三者との間で賃貸借契約を締結し賃貸を行うこととする。また、本投資法人が所有する不動産を裏付けにした特定資産である信託受益権に係る信託財産である不動産については、その信託の受託者をして第三者との間で賃貸借契約を締結させ賃貸を行わせることとする。
2. 本投資法人は、前項の不動産の賃貸に際しては、敷金又は保証金等これらに準じる金銭（以下「敷金等」という。）を自ら又は信託の受託者を通じて受け入れることがあり、かかる敷金等については、本規約の定めに従い運用を行うか、又は借入金等の返済に充当する。

3. 本投資法人は、余剰資金の効率的な運用を目的として、第1項の不動産以外の資産の賃貸を行うことができる。
4. 本投資法人は、第1項の不動産に共有者が存する場合、自ら又は信託の受託者を通じて、共有不動産全体の投資法人による利用について共有者の同意を得た上で、また、不動産が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号、その後の改正を含む。）第1条に規定する建物である場合、他の区分所有者の所有する専有部分（共用部分の共有持分等を含む。）を賃借した上で、それぞれこれを第三者に転貸することができる。

第14条 （資産評価の方法、基準及び基準日）

1. 本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含む。）、社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」という。）制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則、及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、下記の通り運用資産の種類毎に定める。
 - (1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権
取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価する。なお、減価償却の算定方法は、建物部分及び設備部分ともに、原則として定額法によるものとするが、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ、投資主保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法により算定することができるものとする。
 - (2) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権
信託財産が前号に掲げる資産の場合は前号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。
 - (3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
信託財産の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該金銭の信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。
 - (4) 不動産に関する匿名組合出資持分
匿名組合出資持分の構成資産が第1号乃至第3号に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。
 - (5) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
信託財産である匿名組合出資持分について前号に従った評価を行い、金融資産につ

いては一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該金銭の信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。

(6) 有価証券

当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における取引価格、証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時、売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）とする。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額とする。

(7) 金銭債権

取得価額から、貸倒引当金を控除した金額により評価する。ただし、当該金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額により評価する。

(8) デリバティブ取引に係る権利

① 取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務

当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。

② 取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務

市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。

③ 上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとする。

また、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理及び為替予約に関する外貨建取引等会計処理基準における振当処理の適用を妨げない。

(9) 金銭の信託の受益権

投資運用する資産に応じて、第1号乃至第8号及び第10号に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該金銭の信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。

(10) その他

上記に定めがない場合は、投信法、投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により付されるべき評価額をもって評価する。

2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。

(1) 不動産、不動産の賃借権及び地上権

原則として、不動産鑑定士による鑑定評価等により求めた評価額。

- (2) 不動産、不動産の賃借権及び地上権を信託する信託の受益権並びに不動産に関する匿名組合出資持分
信託財産又は匿名組合の構成資産が前号に掲げる資産については前号に従った評価を、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものとする。
3. 資産評価の基準日は、原則として、第16条に定める決算日とする。但し、第1項第3号及び第6号に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。
4. 第1項及び第2項に定める評価方法については、継続性の原則に則り変更は行わない。但し、正当な事由により採用した方法による評価が適当ではなくなった場合で、かつ、投資主保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、他の評価方法に変更できるものとする。評価方法を変更した場合には、直後に投資主に交付する資産運用報告書において次の事項を記載する。
 - (1) 当該評価方法の変更の事実及び変更日
 - (2) 変更前に採用していた評価方法と変更後の評価方法の具体的内容
 - (3) 期末における変更前に採用していた評価方法による評価額と変更後の評価方法による評価額
 - (4) 具体的な変更理由
 - (5) その他、投資主保護上必要な事項

第15条 (金銭の分配の方針)

本投資法人は、原則として、以下の方針に従って金銭の分配を行う。

- (1) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は不動産（本投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含む。）から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設使用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金又はそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収入、利子・配当収入、及びこれらに類する収益に、資産の売買損益及び償還差損益を加減し、諸経費（減価償却を含む。）、支払利息、資産運用報酬等を控除し、繰越欠損金のあるときはその金額を補填した後の金額とする。なお、損失が生じた場合は次期へ繰り越すものとする。
- (2) 利益の金額を限度として金銭の分配を行う場合、分配金額は租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含む。）第67条の15及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号、その後の改正を含む。以下「租税特別措置法施行令」という。）第39条の32の3に規定される本投資法人の配当可能所得の金額の100分の90に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とする。なお、本投資法人は、資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。
- (3) 役員会において適切と判断した場合、投信法第137条第1項の規定に従い、投資主に対し、

投信法第 131 条第 2 項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができるものとする。

- (4) 本投資法人は、利益を超える金銭の分配を行う場合には、当該決済期に係る利益の金額に当該営業期間の減価償却費計上額に相当する金額を加算した額を上限とする。但し、当該金額が当該営業期間の租税特別措置法施行令第 39 条の 32 の 3 に規定されている「配当可能額」の 90% に相当する金額を超えない場合には、「配当可能額」の 91% に相当する金額まで分配可能金額を超えて金銭の分配をすることができるものとする。
- (5) 投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算日から 3 か月以内に決算日における最終の投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて行う。
- (6) 前項に規定する分配金はその支払開始の日から満 3 年を経過したときは、本投資法人はその支払義務を免れるものとする。なお、未払分配金には利息を付さないものとする。
- (7) 本投資法人は、第 1 号乃至第 6 号のほか、金銭の分配に当たっては、投資信託協会の定める規則等に従う。

第16条 （決算期）

本投資法人の営業期間は、毎年 6 月 1 日から 11 月 30 日まで、及び 12 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで（以下、各営業期間の末日をそれぞれ「決算日」という。）の各 6 か月間とする。

第17条 （借入金及び投資法人債）

1. 本投資法人は、資産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、特定資産の取得資金、賃貸を行う不動産及び信託受益権に係る信託財産である不動産に係る工事代金及び運転資金若しくは債務の返済（敷金及び保証金の支払、借入金の返済並びに投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の償還を含む。）等を使用とし、借入れ又は投資法人債の発行を行う。但し、短期投資法人債の発行により調達した資金の使用又は目的については、法令に定める範囲に限られるものとする。
2. 前項の場合、本投資法人は運用資産を担保として提供することができる。
3. 本投資法人の借入金と投資法人債の限度額は各々 1 兆円を上限とする。但し、借入金と投資法人債と併せて、その合計額が 1 兆円を超えないものとする。
4. 借入れを行う場合、借入れ先は、租税特別措置法第 67 条の 15 第 1 項第 1 号ロ（2）に規定する機関投資家に限るものとする。

第 4 章 投資主総会

第18条 （開催場所及び頻度）

本投資法人の投資主総会は、原則として 2 年に 1 回開催する。

第19条 （招集）

1. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、役員会の決議に基づき執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が、役員会の承認を受けて、これを招集する。
2. 前項の招集においては、執行役員は、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、投資主に対して、(i)書面をもって、又は(ii)法令の定めるところに従い、電磁的方法により、通知を発するものとする。ただし、かかる総会において議決権を行使することができる全ての投資主の同意がある場合には、公告及び招集の手続を経ないことができる。

第20条 (議長)

投資主総会の議長は、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合には、役員会が予め定めた順序に従い、他の執行役員又は監督役員の1名がこれに代わるものとする。

第21条 (決議)

投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。

第22条 (議決権の代理行使)

1. 投資主は、本投資法人の議決権を有するほかの投資主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項において当該投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会ごとにその代理権を証する書面を予め本投資法人に提出し又はかかる書面に記載すべき情報を電磁的方法により提出しなければならない。代理権を証する書面に記載すべき情報を電磁的方法により提供しようとする投資主又は代理人に選任された投資主は、本投資法人に対し、予めその用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第23条 (書面及び電磁的方法による議決権の行使)

1. 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。
2. 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。
3. 前二項の規定により、書面又は電磁的記録によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

第24条 (みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとなす。
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

第25条 （基準日）

1. 決算期から3か月以内の日を会日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。
2. 前項のほか、本投資法人は必要があるときは、役員会の決議により、予め公告して、一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録投資口質権者とするものとする。

第26条 （投資主総会議事録）

投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、当該投資主総会の日から10年間、本投資法人の本店に備置する。

第5章 役員及び役員会

第27条 （役員に関する事項）

1. 執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（但し、執行役員の員数に1を加えた数以上とする。）とし、執行役員及び監督役員（以下「役員」という。）は役員会を構成する。
2. 役員は、投資主総会の決議によって選任される。

第28条 （役員の任期）

役員の任期は、選任後2年とする。但し、補欠又は増員のために選任された役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。

第29条 （役員会の決議）

役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、議決に加わることのできる構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決議される。

第30条 （役員会に関する事項）

1. 役員会は、執行役員が1名の場合はその執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定める役員会を招集する執行役員（以下「招集権者」という。）が招集し、

その議長となる。

2. 招集権者以外の執行役員は投信法第 113 条第 2 項の規定に従い、監督役員は投信法第 113 条 3 項の規定に従い、役員会の招集を請求することができる。
3. 役員会を招集するには、会日より 3 日前に各役員にその通知を発することとする。但し、役員全員の同意を得て、招集期間を短縮し、又は省略することができる。
4. 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、(i)議事録が書面で作成されているときは、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印し、(ii)議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、投信法第 115 条が準用する会社法第 369 条第 4 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号、その後の改正を含む。）第 225 条に定める署名又は記名押印に代わる措置をとった上、当該役員会の日から 10 年間、本投資法人の本店に備置する。
5. 役員会に関しては、この規約に規定するもののほか、役員会の定める役員会規程によるものとする。

第31条 （役員報酬の額又は報酬の支払に関する基準）

役員報酬の支払に関する基準及び支払の時期は、以下の通りとする。

- (1) 執行役員報酬は、1 か月につき 1 人当たり 100 万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定する。支払時期は毎月末日とし、執行役員の指定する口座へ振込により支払うこととする。
- (2) 監督役員報酬は、1 か月につき 1 人当たり 50 万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定する。支払時期は毎月末日とし、監督役員の指定する口座へ振込により支払うこととする。

第32条 （役員投資法人に対する責任）

本投資法人は、投信法第 115 条の 6 第 1 項に定める役員責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができる。

第 6 章 会計監査人

第33条 （選任）

会計監査人は、投資主総会の決議によって選任する。

第34条 （任期）

1. 会計監査人の任期は、就任後 1 年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなされる。

第35条 (会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準)

会計監査人の報酬額は監査の対象となる1営業期間につき、1,500万円を上限として役員会で決定する。その支払いは決算日前2か月から決算日後3か月までの間に行うものとする。

第7章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者

第36条 (発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務等)

1. 本投資法人は、投信法第198条及び第208条に基づき、資産の運用に係る業務を資産運用会社へ、資産の保管に係る業務を資産保管会社へそれぞれ委託する。
2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務で投信法第117条に定める事務（以下「一般事務」という。）については第三者へ委託する。
3. 本投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、発行する投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資証券及び投資法人債券の発行に関する事務、投資法人債権者に係る事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含む。）第169条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいう。）は、適宜、一般事務受託会社を役員会で定め、一般事務委託契約を締結することとする。

第37条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の計算方法並びにその支払時期及び方法等)

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に対する資産運用報酬は、運用報酬、取得報酬及び譲渡報酬から構成され、それぞれの具体的な額又は計算方法及び支払の時期は以下の通りとし、当該報酬に係る消費税及び地方消費税を加えた金額を資産運用会社の指定する口座に振込むものとする。

(1) 運用報酬1

2月末日、5月末日、8月末日及び11月末日を最終日とする各四半期（但し、平成15年11月末日を最終日とする期間の始期は、同年10月1日とする。以下同じ。）毎に、本投資法人による第11条第2項及び第3項に定める特定資産の累積取得額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用は除く。）の毎月末残高を平均した金額の0.4%（但し、平成16年11月末日を最終日とする営業期間においては、当該金額の2分の1）を上限とする料率を乗じた金額に、当該四半期の日数を365で除した割合を乗じた金額（円単位未満切捨て）を、毎四半期末日経過後支払うものとする。

(2) 運用報酬2

本投資法人の各営業期間毎に算定される運用報酬2控除前の分配可能金額の

3.0%を上限とする料率を乗じた金額（円単位未満切捨て）を確定後支払うものとする。「分配可能金額」とは、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算される本号の運用報酬 2 控除前の税引前当期純利益に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額とする。

(3) 取得報酬

本投資法人が第 11 条第 2 項及び第 3 項に定める特定資産を取得した場合において、その売買代金（建物に係る消費税及び地方消費税相当分を除く。）に 1.0%を上限とする料率を乗じた額を上限として、取得した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。

(4) 譲渡報酬

本投資法人が第 11 条第 2 項及び第 3 項に定める特定資産を譲渡した場合において、その売買代金（建物に係る消費税及び地方消費税相当分を除く。）に 0.5%を上限とする料率を乗じた額を上限として、譲渡した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。

第 8 章 その他

第38条 （諸費用の負担）

本投資法人は、以下の費用についても負担する。

- (1) 運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が本投資法人から委託を受けた業務乃至事務を処理するために要した諸費用又は一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が立て替えた立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合にかかる遅延利息又は損害金
- (2) 投資証券の発行に関する費用（券面の作成、印刷及び交付に係る費用を含む。）
- (3) 投資主・実質投資主の氏名・住所データ作成費用、投資主・実質投資主あて書類送付に係る郵送料及び使用済書類等返還（廃棄）に要する運搬費
- (4) 分配金支払に関する費用（振替支払通知書用紙、銀行取扱手数料等を含む。）
- (5) 有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
- (6) 目論見書及び要約（仮）目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
- (7) 財務諸表、資産運用報告書等の作成、印刷及び交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用を含む。）
- (8) 本投資法人の公告に要する費用及び広告宣伝等に要する費用
- (9) 本投資法人の法律顧問及び税務顧問等に対する報酬及び費用
- (10) 投資主総会及び役員会開催に係る費用及び公告に係る費用並びに投資主に対して送付する書面の作成、印刷及び交付に係る費用
- (11) 執行役員、監督役員に係る実費及び立替金等
- (12) 運用資産の取得、管理、売却等に係る費用（媒介手数料、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含む。）

- (13) 借入金及び投資法人債に係る利息
- (14) 本投資法人の運営に要する費用
- (15) その他前各号に類する費用で役員会が認めるもの

制定：平成 14 年 12 月 2 日

改正：平成 15 年 6 月 30 日

改正：平成 16 年 1 月 22 日

改正：平成 16 年 8 月 31 日

改正：平成 18 年 8 月 30 日

改正：平成 20 年 8 月 28 日